

## 「気候保護法」の制定に関する意見書

2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、日本の対策は遅々として進まず、排出量も伸び続けています。一方、年々、気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全な地球を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねません。

今年7月に開催された洞爺湖サミットでは、長期的に2050年に温室効果ガスを半減する必要があることが合意されました。そのために先進国は、2007年のパリ合意に沿って、今後率先して大幅削減を実現しなければなりません。今後、気候の安定化のために日本が確実に低炭素社会を構築するためには、温室効果ガス削減の中・長期的削減数値目標を設定し、その目標を達成するための政策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく法律が必要であります。

こうした気候変動問題に日本として責任をもって対応するためには、まずは京都議定書の6%削減目標を守り、2020年には1990年比30%、2050年には1990年比80%といった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要であります。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入のインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現すべきであります。

よって、国においては、上記の内容を約束する法律を実現されるよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月17日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣 様

福島県南相馬市議会議長 小林 チイ